



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三四)
- 水道法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四八)
- 放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令(国土交通九〇)

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件(総務四二〇)
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件(同四二一)
- 電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件(同四二二)
- 都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(厚生労働四一八)
- 地方厚生局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(同四一九)
- 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示(国土交通一三八六)
- 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示の一部を改正する件(同一三八七)

三〇

一〇一

六

四

四

七

七 六 一

〔公 告〕

- 裁判所
破産、免責、再生関係
諸事項
三三
- 特殊法人等
独立行政法人工業所有権情報・研修館平成二十九事業年度財務諸表関係
二六四
- 地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係
二六七
- 会社その他
会社決算公告
二七三

省 令

○文部科学省令第三十四号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)第九条の二第五項、別表第一備考第一号及び別表第三備考第三号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成三十年十二月二十六日
文部科学大臣 柴山 昌彦

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令
 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

第二条 [略]

第一欄	最低修得単位数				
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
	[略]				
	備考				
	一〇五 [略]				
	六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第五号及び第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。				

第二条 [略]

第一欄	最低修得単位数				
	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
	[略]				
	備考				
	一〇五 [略]				
	六 教育実習は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。次条第一項の表備考第五号において同じ）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第一項の表備考第五号、第四条第一項の表備考第七号において同じ。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の教育を中心とするものとする。				

改 正 前

七、八 [略]

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。次号において同じ）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した）において教育に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする）。

九の二 前号に規定する実務証明責任者は、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び附則第二十二項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員にあつてはその者の勤務する学

七、八 [略]

九 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第二十二項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び同項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、領域及び保育内容の指導法に関する科目（保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。以下「保育内容の指導法に関する科目」という。）又は教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目若しくは教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする）。

[号を加える。]

校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

十、十四 [略]

254 [略]
第三条 [略]

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
[略]					

備考

一、四 [略]

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程）、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。及び幼児連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 [略]

254 [略]
第四条 [略]

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
[略]					

備考

一、六 [略]

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第一項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程）、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものと及び附則第二十二

十、十四 [略]

254 [略]
第三条 [略]

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
[略]					

備考

一、四 [略]

五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。次条第一項の表備考第七号及び第五条第一項の表備考第三号において同じ。）及び幼児連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。

六 [略]

254 [略]
第四条 [略]

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
最低修得単位数					
[略]					

備考

一、六 [略]

七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次条第一項の表備考第三号の場合においても同じ。）の教育を中心とするものとする。

八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高

二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものと及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものである者に従事する者を含む。）として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経歴年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）

八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものである者について教育に従事する者にあつてはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第一項の表の場合においても同様とする。）。

九 [略]

254 [略]
 第五条 [略]

最低修得単位数	第一欄
	第二欄
	第三欄
	第四欄
	第五欄
	第六欄

備考
 一〜四 [略]

五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経歴年数一年について一単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第一項の表の場合においても同様とする。）

[号を加える。]

九 [略]

254 [略]
 第五条 [略]

最低修得単位数	第一欄
	第二欄
	第三欄
	第四欄
	第五欄
	第六欄

備考
 一〜四 [略]

五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目にあつては一単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

254 第七條 [略]

最低修得単位数	[略]	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考
一～四 [略]
五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

257 第九條 [略]

最低修得単位数	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考
一～三 [略]
三の二 前号に規定する実務証明責任者は、養護教諭、養護助教諭又は第六十九條の二に規定する職員にあつてはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。
四～八 [略]
第六十一條の五 [略]
一、二 [略]
三 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育委施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
四～七 [略]
第六十七條 [略]

六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第一備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。

254 第七條 [略]

最低修得単位数	[略]	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考
一～四 [略]
「号を加える。」

257 第九條 [略]

最低修得単位数	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考
一～三 [略]
「号を加える。」
四～八 [略]
第六十一條の五 [略]
一、二 [略]
三 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設若しくは外国の教育委施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。
四～七 [略]
第六十七條 [略]

[略]	第一欄	第二欄	第三欄
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	第一欄	第二欄	第三欄
[略]	[略]	[略]	[略]

海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部科学大臣
[略]	[略]	[略]

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認められるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

附則

7 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一、二 [略]

8 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一、二 [略]

9 免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

30 免許法附則第九項の表備考第三号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四百四十八号

水道法施行令（昭和三十三年政令第三百三十六号）第四条第一項第六号の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令

平成三十年十二月二十六日

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

海外に在留する邦人のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの	授業を担当した課程に応じ、小学校、中学校又は高等学校	文部科学大臣
[略]	[略]	[略]

第七十条の二 免許法別表第三備考第八号及び第十号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き九十日以上病気休暇（九十日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないと認められるものを含む）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間は通算しない。

附則

7 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一、二 [略]

8 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。

一、二 [略]

9 免許法附則第十九項に規定する文部科学省令で定める機関は、大学とする。

30 免許法附則第九項の表備考第二号に規定する文部科学省令で定める実習助手は、高等学校中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）において専ら実習助手の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものとし、その者についての実務証明責任者は、その者の勤務する学校の教員について免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

（布設工事監督者の資格）
第九条 令第四条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
 一・二 [略]

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 根本 匠